

# 地域包括ケア病床に入院される患者様へ

(在宅復帰支援病床)

## 1. 「地域包括ケア病床」とは

一般病床において急性期治療を経過されて、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある方、看護必要度の高い方の治療継続、在宅復帰に向けたリハビリテーションを必要に応じて行い、社会復帰を目的とした、厚生労働省に設置が認められている病室です。

当院は全床（54床）が地域包括ケア病床となっており、患者様の在宅復帰を目指す医療を提供しています。

## 2. 地域包括ケア病床への入院対象となる患者様とは

1. 入院治療により状態は改善したが、自宅に戻るにはもう少し治療継続が必要な方
2. 入院治療により症状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
3. 在宅での療養準備が必要な方



## 3. 在宅復帰支援計画について

在宅復帰をスムーズに行うために、在宅復帰支援担当者を含むチームで支援検討をします。

## 4. 入院料について

地域包括ケア病床（在宅復帰支援病床）に入院された場合、入院費は定額で、入院基本料・検査料・リハビリテーション料・投薬料など入院中に必要な処置にかかる費用のほとんどがその中に含まれます。（※「地域包括ケア病棟入院料」として1日1回算定）

入院中の治療の内容によっては自己負担額が増えることもあります。しかし、保険適用内であれば高額療養費制度を利用できます。

## ◆ ご相談・お問い合わせ

地域包括ケア病床についてのお問い合わせやご相談は、看護師長までお尋ねください。